

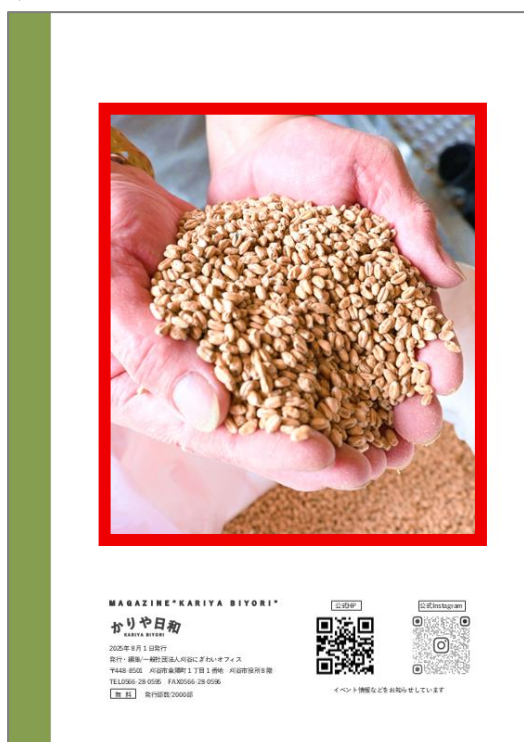
刈谷にぎわいオフィス季刊誌広告主・広告代理店募集要項

1 募集内容

刈谷にぎわいオフィスが推進する広告事業の一つとして、刈谷にぎわいオフィスが発行する季刊誌「かりや日和」(以下「季刊誌」という。)に掲載する広告主・広告代理店を募集します。

2 掲載するページ

- ・裏表紙(赤枠部分)



3 応募方法

期 間 随時

※次回発行日はホームページでお知らせします。

応募方法 (別紙1) 刈谷にぎわいオフィス季刊誌広告掲載申込書を刈谷にぎわい
オフィス事務局(jimukyoku@toshikyo.jp)あてにメールで提出

申込費用 広告掲載の申込に要する費用は、すべて広告主負担

※広告代理店の場合は、本要項を基に応募広告をとりまとめの上、刈谷にぎわい
オフィスへ応募してください。

4 枠数

通常掲示枠 1 枠

※同一の広告主が申込める広告は原則、1 冊 1 枠

※代理店の場合は枠内の分割ができます（上限 4 分割）。

5 広告の掲載料

1 枠 4, 0 0 0 円（税込）

6 広告の規格等

広告の規格は、次のとおりとします。

（１）掲載する広告の種別は、純広告とする

（２）大きさは縦 1 2 センチ、横 1 0 センチとする

（３）応募時に送付するデータの形式は G I F、J P E G 形式とし、データ容量は、1 M B 以下とする

※次の表記、構造は禁止します。

（１）季刊誌のコンテンツの一部として錯誤しやすいデザイン

（２）広告主、商品、サービスのいずれかを現す文字情報が全くないもの

7 広告主及び広告等の審査

広告掲載の可否については、刈谷にぎわいオフィス広告掲載要綱、刈谷にぎわいオフィス広告掲載基準、刈谷にぎわいオフィス季刊誌広告主・広告代理店募集要項に基づき、最終的な判断は刈谷にぎわいオフィスが行います。

8 広告掲載の決定

広告掲載の可否は、刈谷にぎわいオフィスが広告主又は広告代理店に通知します。

9 掲載を決定した広告の変更

広告の変更は次の場合に該当する場合、ウェブ版の冊子のみ変更します。

（１）刈谷にぎわいオフィスからの変更依頼

変更を依頼した場合は、速やかに応じていただきます。

(2) 広告主からの変更申し出

広告主からの変更申し出は、会社名の変更など、広告の変更がやむを得ない事情として刈谷にぎわいオフィスが認めた場合に限りです。変更を希望するときは、変更希望日の前日までに刈谷にぎわいオフィスへ変更の内容と理由を記した申出書を提出してください。

1 0 掲載を決定した広告の取り下げ

広告主の都合により、掲載を決定した広告を取り下げようとするときは、刈谷にぎわいオフィスへ申出書を提出していただきます。この場合、刈谷にぎわいオフィスは、徴収した広告の掲出料を、原則、還付しません。

1 1 その他

その他必要な事項は、刈谷にぎわいオフィス広告掲載要綱、刈谷にぎわいオフィス広告掲載基準に基づきます。

(別紙1)

刈谷にぎわいオフィス季刊誌 広告掲載申込書

年 月 日

一般社団法人刈谷にぎわいオフィス

理事長 岡 部 直 樹

所 在 地

申請者 事 業 所 名

代 表 者 氏 名

下記のとおりバナー広告を掲載したいので申請します。

記

事 業 所 名	
所 在 地	
代 表 者 氏 名	
担 当 者 氏 名	
連 絡 先	電話番号 FAX 番号 担当者メールアドレス
掲 載 条 件	(1) バナー広告サイズ 縦12センチ×横10センチ (2) 広告期間 該当する冊子の発行期間と同様 (3) 掲載価格 1 枠 4, 0 0 0 円 (税込) (4) 広告の選定方法 事前に広告審査があり、内容によっては掲載を お断りする場合があります。

【添付書類】・掲載予定の広告画像

・事業所の概要等（パンフレット等）その他